

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年6月17日(月)午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第4号 時効取得による所有権の移転について

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第7号 買受適格証明願(競売)について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第6回第2農地部会を開会させていただきます。
本日全員出席ですので、よろしくお願いいたします。
議事に入ります前に、議事録署名者を指名させていただきます。
17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員、よろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案の審議に入らせていただく前に、恐れ入りますが議案書の差し替えをお願いいたします。
差し替えを行う理由でございますが、訂正箇所が数カ所におよんだため、新議案書のとおり訂正させていただいたところでございます。
訂正内容は、1ページ 番号1、地区 久居 外 を 大井へ、3ページ 番号1、地区 久居 外 を 久居へ。番号2、3行目 地区 久居 外 を 削除、11ページ 番号14、現況地目を雑種地へ訂正したものです。
以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。
- 事 務 局 それでは報告案件のご説明をさせていただきます。

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、件数は3件、合計面積は田で6, 146㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から3で、件数は3件、合計面積は13, 281㎡で、その内訳は田が10, 090㎡、畑が3, 191㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。

4ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 共同住宅用地
番号2 共同住宅用地

番号3 共同住宅用地
番号4 一般個人住宅用地
番号5 一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は5件、合計面積は畑で1,348㎡でございます。

5ページをお願いします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、____、申請地は田で、面積が426㎡、取得年月日は平成11年1月1日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は田で426㎡でございます。

6ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、株式会社 ____、主たる耕作物 ブロッコリー、耕作面積 畑
2.4ha 合計2.4ha。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 榊原、受人 ____、面積 28,020㎡、渡人 ____、面積 1,066㎡、申請地 榊原町坪ノ興____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 495㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 大井、受人 ____、面積 59,648.92㎡、渡人 ____

____、面積 408㎡、申請地 一志町井生溝川____、台帳地目・現況地目とも田、面積 958㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積 26,314㎡、渡人 _____、面積 6,470㎡、申請地 一志町波瀬出丸____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,670㎡ 外2筆、合計面積 4,426㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川合、受人 _____、面積 5,061㎡、渡人 _____、面積 1,810㎡、申請地 一志町片野内山____、台帳地目・現況地目とも田、面積 145㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 川上、受人 _____、面積 2,423㎡、渡人 _____、面積 3,318㎡、申請地 美杉町川上世古____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,695㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。なお、今回の取得する農地を合わせて、美杉地区の下限面積3,000㎡を満たすものです。

以上、件数は5件、合計面積は7,719㎡、このうち田が6,810㎡、畑が909㎡でございます。

これらの案件につきまして、・全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番 お願いします。

森委員 7番 森です。6月7日、すごく雨の降る日でした。地元推進委員と本部役員と久居事務局の方との参加で行いました。場所は____の東へ50mぐらいのところ。以前から畑として使用されていたみたいです。そのまま使用ということで、現地調査の結果としては、異論もなく調査も終わりましたので、審議の方よろしく申し上げます。

議長 2番、3番 お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。6月7日の日に守山会長と地元推進委員、私と前田委員と立ち会いまして、確認をしてきました。これは____の反対側というか、

_____を挟んで反対側の田んぼのど真ん中で、すでに以前から耕作をしていたような感じの土地でした。_____は、井生の出身の人です。何ら問題ないと思います。

3番、これは波瀬ですけれども、だいぶ奥の方です。荒れていた田んぼでしたが、_____という方、今度就農される方ですけど、だいぶ多く引き受けて見えるようで大丈夫だと思いますが、あれを管理していくのはちょっと大変だなと思うような土地でした。まあ、やってくれるということですので、異存ないと思います。どうかよろしくお願いします。

議 長 4番 お願いします。

前田委員 24番 前田でございます。6月7日に守山会長、宮本委員、私と3人で川合の_____のところへ行ってまいりました。地元推進委員の立会いを受けました。この部分につきましては畑が畑のまま、そのままになっているということでございます。詳細につきましては先ほど事務局の説明とおりです。以上、問題はないかと思しますので、よろしく審議の方をお願いします。

議 長 5番 お願いします。

結城委員 18番 結城です。5番について説明をいたします。7日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は農業経営の拡大、渡人は縮小ということですが、遠隔地に住まいを持っているということで、親戚の方に耕作を継続してもらおうと。現在も植え込んでありますので、それを継続するということですので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町的場_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 369㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものですが、平成10年ごろより同じ目的使用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川北小坪谷 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 707㎡。

これにつきましては、申請地を植林するものですが、昭和49年ごろ耕作が困難となり杉の苗を植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,076㎡、このうち田で369㎡、畑で707㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番 お願いします。

森委員 7番 森です。6月7日現地調査を行いました。雨が結構降る中での現地調査でありました。地元推進委員の方と久居の事務局、農業委員とで、全員参加で現地調査を行いました。場所は_____南へ100mぐらいの土地でありまして、_____の従業員駐車場に使用していたのを、そのまま使用して現在に至っております。調査の結果、別に異論もなく、終わりました。審議の方よろしく申し上げます。

議長 2番お願いします。

結城委員 18番 結城です。下之川の件について説明をいたします。7日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。45年ほど前に植林をしたということでございます。なぜ植林したかということ、農地を耕作するのが大変だったと。周囲は山、それで無断で杉の木を植林したということです。始末書、全ての書類が添付されていることですので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願につ

いて（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 496㎡。

これにつきましては、平成30年10月17日に、一般個人住宅用地として、所有権移転での許可決定を得た案件となりますが、改めて使用貸借での許可申請をするために、許可取消の承認を得ようとするものです。

なお、当案件に関し、次の議案第6号の番号1において、再度許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番 お願いします。

田口委員

6番 田口です。7日の日に現地確認をしてまいりました。農業委員の諸戸さん、森さん、私と地元推進委員で見えてまいりました。場所は _____ のすぐ南の道挟んで、すぐ南です。10月に申請が出たということでして、別に何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。6号議案でまた出てきますので、よろしく申し上げます。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページから11ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町新畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡ 外1筆、合計

面積 1, 236㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、478.08㎡、施設周囲のフェンスを敷地境界から離して設置するため、フェンス内の有効面積におけるパネルの設置率は、49.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 79㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を、隣接する自身が運用する太陽光発電施設の保守用品等の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 257㎡ 外2筆、合計面積 474㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、212.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻板垣_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 92㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地については、50年ほど前に家屋を建築し、その後解体して、現在に至っている旨の始末書の提出があります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 70㎡ 外1筆、合計面積 483㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。周辺の隣接する土地と一体利用し、パネル設置面積は、546.72㎡、パネルの設置率は、44.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 581㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。周辺の隣接する土地と一体利用し、パネル設置面積は、546.72㎡、パネルの設置率は、44.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも

畑、面積 158㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。周辺の隣接する土地と一体利用し、パネル設置面積は、546.72㎡、パネルの設置率は、44.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野青野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,831㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、742.50㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野滝ヶ広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 993㎡ 外1筆、合計面積 2,015㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、660㎡、申請地が不整形地で山側に傾斜地があることや住宅地と間隔を取るための空地を設けることから、設置有効面積1,615㎡に対するパネル設置率は40.9%となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野青野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 588㎡ 外2筆、合計面積 1,786㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、594㎡、申請地の一部を管理用駐車スペース及び管理用資材置場として利用することから、有効面積1,466㎡に対するパネル設置率は40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野滝ヶ広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 613㎡ 外1筆、合計面積 802㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、475.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町古市中切 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 57㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅と別宅及び畑の往来ができるよう、申請地を進入用道路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____

__、渡人 _____、申請地 白山町山田野ほうじ野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 902㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、402㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 上多気、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町上多気奥新田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 827㎡ 外1筆、合計面積 1,186㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、586.8㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.5%になります。

申請地について、平成元年ごろ、申請人の父が生前に、地元の土建業者に対し残土置き場として利用させた旨の始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は11,682㎡、このうち田が8,579㎡、畑が3,103㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番から3番までお願いします。

森委員 7番 森です。6月7日の日に現地調査を行いました。本部役員と地元推進委員と久居事務局の方と、全員参加で行いました。以前はキャベツ作ってみたいのですが、今はもう背丈ほどの草が生えております。まだ、周りはソーラー化もしておらず、皆さん家庭菜園をして見える感じの場所です。現地調査した結果ですが別に、異論もなく調査の方は終わりました。皆さんに審議をお願いいたします。

2番ですが、これも同じ一色町です。場所は _____ から南へ500mぐらいの土地です。周りはみなソーラー化しているような地域で、南側の斜面になる土地です。土地を利用することができないということで、資材置き場という形で利用していただく感じになりました。現場の方も地元推進委員、本部役員、事務局と調査、雨の中を行いました。異論もなく調査は終わりました。

3番ですが、これも同じ一色町になります。これも _____ から南へ500mぐらいのところの土地です。現状は畑ですが大分荒れておまして、もう畑には見えないような感じの現状でした。調査も無事、異論もなく終わりましたので審議の方よろしく申し上げます。

議長 4番 お願いします。

前田委員 24番 前田です。6月7日に守山会長、宮本委員、私と3人の農業委員と地元推進委員、総合支所の事務局と確認を行いました。現地につきましては碎

石が引いてあり、きちっとしてあります。審議の方よろしくをお願いします。

議長 5番から11番までお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。5番から11番までです。5、6、7ですけれども、隣接した土地ですので一括して説明させていただきます。6月7日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当とで確認してまいりました。場所は_____の東およそ100mぐらいのところですか。周りはほとんど太陽光になっているようなところかして、畑を耕すような元気のあるような方もないようで、太陽光になっても当然かなと思う場所です。5番と7番が一つのフェンスでくくられ、その西に6番というような形で施設がつくられるようかです。何ら問題はないかと思われまかすのでよろしくをお願いします。

8番と10番が隣り合わせた土地かすので、一緒に説明をさせていただきます。6月7日の日に守山会長、諸戸部会長、本庁の事務局、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当とで確認をましました。場所は_____の西側にあたりまかす。雲出川の辺りから4、500m北へ入ったところかす。このあたり一帯、_____が作ってみえるようかして、水路を作って整備もされておりましたが、太陽光をつくるのはちょっともったいないかなという気もましましたか、水路等を推進委員さんと関係者と話をまして、どうなるか話をましてもらうようかことで、お願いをましてまいりました。

9番と11番ですけれども、これも隣り合わせておましますかすので説明をさせていただきます。9番は1000㎡を超えまかすので、守山会長、諸戸部会長、本庁事務局も一緒に確認をましていただきました。先ほどの8番、10番から北へ500mぐらい入った在所の入口というところかす。これも_____の作ってみえるようか土地かすので、どうかなという気はましますけれども、渡人の一存で太陽光ということになりそうかす。11番は9番の隣かして、これも同じように太陽光ということかすので、何ら問題はないかと思ましますかすのでよろしくをお願いします。

議長 12番、13番 お願いします。

西森委員 17番 西森かす。12番ですけれども、6月の7日に中谷・西森両委員、地元推進委員、受人の_____、白山総合支所の事務局というメンバーで立会いをさせていただきます。現況かすか今、現在田んぼとして機能しておまして、この場所は地元推進委員の田んぼでありまして、一部を進入路として_____が使用したいという話だそうかす。現況が田んぼになっておましたので、秋以降、収穫が済んでから工事に入るというふうか、_____からも伺っているかので、何ら問題はないというふうか判断させていただきます。

13番かすか、これも同じ7日の日、中谷・西森両委員、地元推進委員、太陽光業者さん、白山総合支所の事務局というメンバーで立会いをさせていただきます。場所は_____の裏手のところか、現況としては雑種地になっておまします。以前そこの近くで住宅が一軒建っておまして、その隣という感じか、山の際かでした。ちょっと高台でわりあい日当たりのいい場所か、業者さんとしてここがいいという状況だかと思まします。以上かす。

議長 14番 お願いします。

結城委員	17番 結城です。7日の日に会長、部会長、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。受人は地形的に日当たりの良いことから、申請地を譲り受け、太陽光事業をしたいと、渡人は申請地から相当離れておりますので、管理が困難で譲り渡したいということでございます。全て書類が出ていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思ひます。
	続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
	番号1、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、 渡人 _____、申請地 久居明神町風早 _____、台帳地目・現況地目とも 田、面積 793㎡ 外5筆、合計面積 4,081㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に40年間の賃貸借権を設定し、 申請地を事務所用地及び倉庫用地とし、高速自動車国道の維持管理のためだけ の事務所及び倉庫を建設しようとするものです。 農地区分は、第1種農地となりますが、公益性が高いと認められる事業とし て、これを維持管理するための事務所及び倉庫は当該事業に欠くことのできな い施設であり、農地法施行規則第35条第6項の「特別の立地条件を必要とす る事業」に該当することから、不許可の例外にあたるものと判断されます。 土地造成に関連して、都市計画法第29条の開発許可を要することから、開 発許可と同時の許可となります。 なお、土地改良区の意見書について、地権者の入院により、土地改良区に対 する地区除外申請ができず、意見書の添付ができませんでしたが、すでに改良 との会議・調整が終わり、6月11日に地区除外申請を提出し、6月21日に 意見書が発行される予定である旨の理由書が提出されております。
	以上、件数は1件、合計面積は田で4,081㎡でございます。 以上の案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺ひします。

田口委員 6番 田口です。7日の午後、会長はじめ部会長、事務局、私と地元推進委員で見てまいりました。場所は_____の北の道を西に向いて信号から約200mぐらい、_____のすぐ手前です。先ほど事務局の説明がありましたけれど、そのとおりですので、よろしくお願ひします。

議 長 皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 この件についてよろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局説明をお願ひします。

事務局 13ページをお願ひいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 496㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で496㎡でございます。

以上の案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺ひします。

田口委員 6番 田口です。3号議案で出ていたものです。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひします。いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。
	続きまして、議案第7号、買受適格証明願（競売）についての議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第7号 買受適格証明願（競売）について、でございます。
	番号1、地区 久居、競売対象農地 久居明神町西横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 449㎡、願出人 _____。
	これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願いになります。落札後は、駐車場用地とするもので、農地法第5条の許可申請が添付されております。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上、件数は1件、面積は畑で449㎡でございます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
田口委員	6番 田口です。7日の午前中に見てまいりました。森さんと諸戸さん、私と久居総合支所担当、地元推進委員で見てまいりました。場所は_____の北約300mぐらい、元の_____のところですか。先ほどの事務局の説明どおりでございますので、よろしく申し上げます。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。
	続きまして、議案第8号、非農地証明願についてを議題といたします。事務

局の説明をお願いします。

事務局

16ページをお願いします。
議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 奥津、願出者 _____、申請地 美杉町奥津廣_____ 外
1筆、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 177㎡。

これにつきましては、登記事項証明書により、申請地に昭和45年頃に倉庫等を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で177㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

結城委員

18番 結城です。奥津1番について説明をいたします。7日の日に地元推進委員、事務局と不動産屋さんと現地を確認いたしました。昭和45年ごろ、と言っていました。農機具を入れるところが必要となり、無断で建設をしたと。農地法を理解することなく、勝手に建設した。全ての書類が添付されているということでございますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別

に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で50,093㎡、畑の賃貸借、使用貸借で25,526㎡、契約件数は22件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で16,446㎡、畑の使用貸借で664㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で330㎡で、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、契約件数はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて66,869㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて26,190㎡、合計契約件数は38件、合計面積は93,059㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区で4件で合計6件、合計面積は15,123㎡でございます。なお、認定農業者への集積率は、件数で15.8%、面積で16%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号6、ほか19件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この20件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました20件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第6回 第2農地部会を閉会します。

午後4時9分

以上は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年6月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____